

## 年金制度改革（社会保障と税の一体改革）

「被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」  
 が平成24年8月10日成立し、同月22日に公布されました

### 主な改正点

施行日	改革事項	概要
公布日から 2年を超えない 範囲内で 政令で定める日	産前産後休業期間中の厚生年金保険料、健康保険料の免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>産前6週間（多胎妊娠14週間）、産後8週間のうち、労務に従事しなかった期間の厚生年金保険料、健康保険料が本人負担会社負担とも免除されます</li> <li>産前産後休業終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合に、産前産後休業終了後の3か月間の報酬月額を基に、標準報酬月額を変更できるようになります</li> <li>国民年金加入者（第1号被保険者）の産前産後期間の国民年金保険料の免除を検討することになっています</li> </ul>
	障害特例の取扱いの改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害等級1級から3級で退職している人には、請求の翌月から特別支給の老齢厚生年金の定額部分の年金が支給されていましたが、請求の翌月からではなく障害状態にあると判断されるときに遡って支給されることとなります</li> </ul>
	障害年金の額改定請求の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害の程度が増進したことによる額の改定請求に1年の待機期間が設けられていましたが、障害の程度が増進したことが確認できるときは、待機期間を必要としなくなります</li> </ul>
	国民年金任意加入者の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎年金制度導入前のサラリーマンの妻などが、国民年金に任意加入をして保険料を納付しなかった期間は、受給資格期間に含まれませんでした。含まれるようになります（合算対象期間）</li> </ul>
平成26年 4月1日 (消費税が5% から8%に増税 される時期)	遺族基礎年金の父子家庭への支給を行います	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺族基礎年金は、年金加入者であった夫が死亡したときに、残された「子のある妻」または「子」に対して支給されていましたが、妻が死亡したときにも、残された「子のある夫」または「子」にも支給されるようになります</li> </ul>
	基礎年金に対する国庫負担を1/2に恒久化することになります	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度から国庫負担は1/2になっていましたが、財政投融资特別会計の剰余金等の臨時財源で賄ってききましたが、平成26年度からの消費税増税により得られる税収により恒久的に1/2負担とすることになります</li> </ul>
平成27年 10月1日 (消費税が8% から10%に増税 される時期)	公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されます	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金制度への加入期間が25年に満たないために年金が受給できない無年金者の解消のため実施されます</li> <li>65歳以上の無年金者42万人のうち10年以上25年未満の加入者16万8千人に新たに年金が支給されるようになります</li> </ul>
	厚生年金と共済年金との統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>公務員、私学教職員も厚生年金に加入し、制度間の差異については厚生年金の制度に揃えることとなります</li> <li>共済年金にだけあった職域加算は廃止されるが、現在の共済年金の積立金の半分弱（2共済で22.7兆円）を活用して公務員、私学教職員だけの厚生年金とは別の新たな年金制度が作られます</li> <li>現在の厚生年金の保険料率は16.412%、公務員共済は15.862%、私学共済は13.292%ですが、最終的には18.3%に統一されます</li> <li>18.3%になるのは、厚生年金平成29年、公務員共済は平成30年、私学共済は平成39年となります</li> </ul>
平成28年 10月1日	パートタイマー等短時間勤務者も厚生年金保険・健康保険に加入することになります	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の要件は、                         <ol style="list-style-type: none"> <li>①週20時間以上</li> <li>②月額賃金8.8万円以上（年収106万円以上）</li> <li>③勤務期間1年以上</li> <li>④学生は適用除外</li> <li>⑤従業員501人以上の企業</li> </ol>                         現時点での短時間勤務者で、約25万人が対象になります                     </li> <li>さらなる適用拡大については、平成31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることになっています</li> </ul>